

議案第40号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することに関し、鳥取県内の全ての市町村と協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出

日野町長 谷 田 淳 一

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要な理由と概要

令和５年１２月２７日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和５年政令第３７４号）により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第４８号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行期日が本年１２月２日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、広域連合規約における「被保険者証」に関連する所要の改正を行う。

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約（案）

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年鳥取県指令第 200600154870 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 <u>資格確認書等の引渡し</u>	2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 <u>資格確認書等の返還の受付</u>	3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。